

特定震災特例経営強化指導計画の
履行状況報告書
【相双五城信用組合】



2020年12月

全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	・・・・・・・・ 1
1. 経営指導の進捗状況	・・・・・・・・ 2
(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導	
2. 経営指導体制の強化の進捗状況	・・・・・・・・ 7
3. 経営指導のための施策の進捗状況	・・・・・・・・ 8
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	

【はじめに】

当会では、相双五城信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けた被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、2012年1月に当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、相双五城信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

こうした資本増強により、相双五城信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、相双五城信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、ヒアリングを実施するなど、相双五城信用組合が金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画(以下「経営強化計画」という。)に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の統括管理を行う経営改善支援委員会のメンバーを対象としたヒアリングを実施し(2017年4月から2020年11月末までに19回実施)、経営強化計画の「進捗管理表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

相双五城信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市に相談所を継続開設し、融資のみならず、お客様のあらゆる相談の対応とサポートに傾注しておりました。依然として住民の帰還が進んでいない現状ではありますが、帰還している各自治体や地域住民に対する地元金融機関の責務を果たすべく、2020年1月14日に浪江支店(大熊支店および富岡支店の業務も行う。)を再開し、浪江地区・双葉郡地区のお客様に対するサービス向上を図っていくこととしております。

このような中、会津若松相談所・二本松相談所については、自治体等の帰還や相談所近隣のお客様も減少していることから、2019年12月末に閉鎖いたしました。

また、いわき市は、浪江町、大熊町、富岡町の事業者、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、同市内の支店(いわき支店)は、営業店としての全ての業務を行い、引き続きサービス向上に努めていくこととしております。

なお、相談所(会津若松(2019年12月末閉鎖)、二本松(現浪江支店)、現いわき支店の3店舗)での相談件数は、2020年11月末現在、延べ16,047件となっております。

相双五城信用組合では、取引先からの相談等に適切に対応するため

に、現在、福島県店舗、宮城県店舗の顧客を集約する取り組みの下、ローンセンター（相馬西支店と亘理支店）において休日融資相談会・夜間融資相談会を開催しております。なお、2020年11月末現在の相談件数は1,169件となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による被災者対応のため、2020年5月のゴールデンウィーク期間に3店舗（本店、原町支店、大河原支店）にて相談窓口を設置し、融資相談等に対応しました。5日間3店舗合計で20件の相談がありました。今後も被災者並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、相談や柔軟な対応をしていくこととしております。

当会は、ヒアリング等を通じ、各種相談の受付状況及び対応状況などを確認しており、相双五城信用組合における相談機能の強化については、着実に取り組まれているものと認識しております。今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体等への支援に関する方策への指導

被災者向け商品として、中小規模事業者向けに運転資金や設備資金等を低金利で融資する復興特別資金、法人・個人向けに修繕費や賃貸物件購入資金等を提供する復興アパートローン、個人向けの災害復旧住宅ローン等を提供しているほか、各種復興事業に参加する民間企業への円滑な資金供給を行っております。

なお、2019年1月より、災害公営住宅に居住している被災者が当該公営住宅を買取る場合の支援として、災害公営住宅ローンを発売いたしました。災害復旧住宅ローンについては、需要減少により2019年度は取扱を中止しておりましたが、2019年に発生した台風19号等の被害により、2019年10月18日から2021年3月末まで、同ローンの取扱を再開しております。

(2020年11月末現在)

・ そうごしんくみ復興特別資金	:	215件	4,886百万円
・ そうごしんくみ復興アパートローン	:	274件	15,221百万円
・ 災害復旧住宅ローン	:	232件	4,401百万円
・ 災害公営住宅ローン	:	13件	47百万円

また、相双五城信用組合は、地方公共団体との包括的連携協定を締結し、「地方創生」実現に向け積極的に取り組んでおり、現在、8市町（相馬市、蔵王町、新地町、亘理町、岩沼市、大河原町、南相馬市、浪江町）と締結し、地方創生に係る預金商品の発売を行っており、今後も他自治体との連携に向けた協議を行ってまいります。

当会では、ヒアリング等により、震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体との連携強化による諸施策について、着実に取り組まれているものと認識しており、今後必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

相双五城信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から9年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、相双五城信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握しているほか、お客様の復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金融資や財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画に係る提案・助言等についても積極的に実施しております。

具体的には、事業再建や経営改善支援に係る相談について、中小企業診断士の訪問による経営指導等により、専門家派遣等の顧客サポートを行っております。

更に、福島県産業復興相談センター、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構等を活用し、買取等の支援を計9件実施しており、被災者の復興支援に積極的に取り組んでおります。

なお、2020年度は12先を支援対象先に選定し、2020年11月末現在、8先に対して中小企業診断士による経営改善支援活動を行ったほか、今年度中に更に4先の支援を予定しております。

他の外部機関との連携については、中小企業診断士、税理士等の各種専門家との協働や「福島県産業復興相談センター」、「各県（福島県・宮城県）のよろず支援拠点」、「中小企業基盤整備機構」との連携を図り、中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、また、「オー

ルふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」とも連携を図り、地域事業者の問題・課題等の解決に向けて外部機関との連携強化態勢を構築しております。更に、事業所及び創業のための人材確保に向けて「キャリア支援機構」との連携を図り、事業者向け「見えない強みが見えてくる経営者のための魅力発掘セミナー」を2017年10月に開催し、2017年度は事業者4先への専門家派遣を行っております。

2019年度は「みやぎ事業引継支援センター」と1先、「福島県事業引継支援センター」と1先連携し、価格や条件面等、事業承継に係る様々な課題に対する解決に向けての支援を取り組んでおりましたが、2020年度におきまして、事業者から取り下げの依頼があり、各引継ぎ支援センターとも連携は終了しております。

また、オールふくしま経営支援事業との連携強化のため、オールふくしま全体会議、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会相双地域ネットワーク会議、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会いわきネットワーク会議に参加しております。2020年11月末現在、オールふくしま経営支援事業を活用した中小企業等の経営支援事業の実績はありませんが、引き続きオールふくしま経営支援事業を活用すべく地域事業者への周知活動を図り地域事業者支援に取り組んでおります。

そのほか、2019年5月に設立された全国の信用組合からなる「事業承継連絡協議会」により、各信用組合との情報共有を図りながら、円滑な事業継承支援のためにM&A等も視野に入れた活動も実施していく予定であります。

今般、2020年1月にヒューレックスグループと業務提携し、2020年4月より（後継者支援・即戦力人材、若者人材の紹介等）（経営者、後継者の結婚斡旋等）（M&Aアドバイザーサービス・創業支援・企業再生支援等）支援を開始し、地域事業者の事業承継支援・事業創生支援・企業再生支援等に取り組んでいくこととしております。

当会では、引き続き、相双五城信用組合が被災者の個別事情に応じ、適時・適切な対応を図るため各機関と連携を図り、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリング等により指導・助言を行ってまいります。

④ その他の施策に関する指導

相双五城信用組合では顧客の創業に係る支援策として、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会を開催するなど、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等を実施し、支援体制を構築しております。

また、相双五城信用組合を含む福島県内の4信用組合において、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的に、クラウドファンディングの推進に向け、ミュージックセキュリティーズ㈱と業務提携を締結したほか、いわき信用組合が地域に特化した購入型クラウドファンディングサイトのエリアオーナーとして運営している「FAAVO磐城国」とエリアパートナー契約を締結し、取引先の創業支援、販路拡大に関する支援機能を強化しております。2020年度におきましては、コロナ禍の影響により経営に打撃を受けた取引先を支援すべく、当会が運営するクラウドファンディングサイト「MOTTAINAI もっと」を活用し、5社が購入型クラウドファンディング、1社が寄附型クラウドファンディングに参加しました。今後も引き続き事業者支援や地域の中小零細事業者へ資金調達手段の情報提供を行っていくこととしております。

更に、福島県の浜通り地区では、東日本大震災による人口の減少や農作地の回復の遅れ等から、国の再生エネルギー推進に後押しされる形でメガソーラーの立地が続いており、2020年度は、相双五城信用組合においても、他金融機関との協調融資により、5先4,224百万円を実行する等、積極的な融資推進を図っております。

当会では、上記創業支援等について、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているかを検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、ヒアリング等により定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう指導・助言を行っております。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期ごとに実績報告を受けることとしており、2020年9月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

② 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

その結果、2020年11月末現在、被災者向け新規融資の累計は944先25,991百万円、うち、条件変更先に対する新規融資は229先8,242百万円となっております。

当会では、被災信用供与先への対応等に係る諸施策については着実に取り組まれているものと認識しております。今後につきましては、被災者に対する支援に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への支援も重要となってくると思われ、今後も必要かつ十分な対応が継続的に取られているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理に係る所管部署を信組支援部経営指導監理課(課長以下5名)とし、本部各部や相双五城信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携して、ヒアリング、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行っております。

加えて、信用組合に対するALM、リスク管理を含めた有価証券運用、収益力強化へのサポートとして、専門職員と連携した「信組サポート本部」により、更なる経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

今後につきましても、各種ヒアリングの実施とともに、相双五城信用組合から定期的に提出を受ける報告・資料の分析等を中心に、経営内容の把握、指導・助言を行ってまいりますとともに、分析手法の精緻化、他金融機関の成功事例の研究などを進め、引き続き経営指導の充実・強化に努めてまいります。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、2020年12月に相双五城信用組合より経営強化計画履行状況報告(2020年9月末基準)の提出を受け、同報告書を精査し、計画の進捗状況等について把握・分析を行いました。

相双五城信用組合が経営強化計画に掲げた諸施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、相双五城信用組合から定期的(月次、半期、年次)に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング(有価証券リスク分析)

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しております。

また、月末時点の評価損益を把握し、自己資本(健全性)に与える影響等について検証しております。

なお、有価証券運用に関するサポートとして、2020年7月に、当会資金運用部が中心となって資金運用会議を開催し、マーケット動向や当会の運用状況・方針について説明、意見交換を行っているほか、「信組サポート本部」による資金運用サポートを継続的に実施しております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング(与信リスク管理)

2020年9月末における大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析(自己資本、資産内容、収益性、流動性、

リスク管理等) にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、2020年3月期決算に係る資料は、同年8月に提供しております。このほか、マイナス金利政策、コロナ禍の影響を踏まえた収益の見通しについて、随時、情報提供しております。

② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましては、経営指導監理課・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて経営指導監理課のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取り組みをサポートしております。

ヒアリングは、原則として隔月実施(2017年4月から2020年11月末までに19回実施)し、経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

今後も施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、ヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、相双五城信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施することとしており、直近では2019年7月に実施いたしました。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク、事務リスク等の管理体制の検証を通じて、被災債務者への支援体制の充実や組合の内部監査の実施方法等経営改善に向けた助言を行っております。

今後も対応状況の確認及び整備改善に係るフォローを行ってまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双五城信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施することとしております。

① 融資推進、債権管理に係る情報提供

相双五城信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理に係る取組事例を取りまとめ、ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、相双五城信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

ヒアリング等により、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしに係る取組状況の把握を行っているほか、事業再生・事業継続支援への取組強化を目的として、2017年11月に中小企業基盤整備機構東北本部より講師を招き、事業承継に関する講演を開催しており、相双五城信用組合もこれに参加するなど、被災地における創業・事業再生支援に資する体制の充実を図っております。

③ 起業・創業等へのリスクマネーの供給

当会では、地域における創業又は新事業の開拓を目指す中小規模事業者に対して、信用組合が取り組みのサポートを行う際の一つのツールとして、「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」を創設しております。

また、2019年10月に当会が全国信用組合中央協会並びに東京都信用組合協会と共催した「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展」に相双五城信用組合を通じて取引先が出展しております。

このほか、地域の中小規模事業者の資本金のニーズや販路開拓等の支援策として、クラウドファンディングを運営する外部企業と包括的提携をし、信用組合の新たな取り組みについてサポートを実施しております。

なお、例年開催しておりました「しんくみ食のビジネスマッチング展」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本年は開催を中止しております。このため、新たに2020年5月より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で売上減少等の打撃を受けた事業者を、クラウドファンディング「MOTTAINAI もっと」を通じて支援する「しんくみ新型コロナ対応事業者応援プロジェクト」（当会がクラウドファンディングの利用手数料を全額負担）を立ち上げ、取引先の販路拡大に向けたサポートに取り組んでおります。

今後も、相双五城信用組合の起業・創業等支援に係る取り組みを適切にサポートしてまいります。

- ④ しんくみ리카バリの活用
相双五城信用組合の取引先の再生支援に向けての取り組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」の活用を検討してまいります。
- ⑤ 人材育成に係る指導・助言
当会では、ヒアリング等により、人材育成に係る取組状況の把握を行っております。
今後も、課題・問題点を把握し、必要に応じ、指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の開催・斡旋など、相双五城信用組合の要請に応じて必要なサポートを行ってまいります。
- ⑥ 低利貸付の実施
当会では、被災地の信用組合の支援のために、2011年6月から日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取り扱いを行っており、2019年度につきましては8月に実行いたしました。
今後も、当該貸付の実施を通して、相双五城信用組合が被災されたお客様への積極的な貸出に応じられるよう、サポートしてまいります。
- ⑦ 当会代理貸付による各種対応
当会では、相双五城信用組合を含む各信用組合の「地方創生」に向けた取り組みをサポートする戦略的商品として、「くみれん地域サポートローン」を取り扱っております。

【当会による主なサポート一覧（2020年度）】

取組施策	実施時期
【資金運用サポート】 ○資金運用会議	2020年7月
【経営戦略サポート】 ○第7次システムに係る説明会	2020年4月

以上